

# 和歌山県PPP／PFIガイドライン

平成29年3月

はじめに

「PPP」とは、官と民が連携して、それぞれがお互いの強みを生かすことによって、最適なサービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図る手法の総称で、PPPの中には、PFIや指定管理など様々なものがあります。

そのうち「PFI」とは、民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用し、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う事業手法です。その基本的な考え方は、民間活力の導入により、公共部門の財政負担の軽減とともに、低廉で良質な公共サービスの提供を確保していこうとするものです。

わが国では平成11年に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI法」という。）が制定され、平成12年に国の基本方針が定められたことによって、PFIの枠組みが設けられました。その後の法改正により、コンセッション方式の導入や民間提案制度の法制化など、見直しが行われてきました。

国は平成28年5月に改正されたPPP/PFI推進アクションプランで、10～12兆円としていた事業規模目標を、21兆円に倍増させるなど、PPP/PFIを積極的に推進しています。

和歌山県においても公共施設・インフラの更新に多額の財政需要が見込まれる中、人口減少やさらなる少子高齢化等の社会情勢の変化に対応しつつ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による地域経済の活性化を図るためには、今後、多様なPPP/PFI手法を取り入れていく必要があります。このガイドラインは、PPP/PFIを検討、導入するときの指針として、PPP/PFIの概要及び検討方法、PFI事業の実施手続きについてまとめたものです。

なお、本ガイドラインは法令改正等必要に応じて、適宜見直していきます。

平成29年3月

商工観光労働総務課PFI推進室  
室長 稲葉 信

## PPP/PFIガイドライン 目次

I	PPP/PFIの概要	1
1.	PPPとは	1
2.	PFIとは	1
(1)	PFIとは	1
(2)	PFIで期待される効果	1
(3)	PFI法が定める対象施設	2
3.	PFIの特徴	3
(1)	PFIの基本原則	3
(2)	PFIの特徴	4
(3)	PFIの事業類型及び事業方式	5
4.	PFI事業の一般的な仕組み	7
5.	PFI事業の流れ	9
6.	その他	10
(1)	公共施設等運営権（コンセッション方式）	10
(2)	PFI手法以外のPPP手法	11
II	PPP/PFI実施の手順	12
1.	事業の発案	12
(1)	PPP/PFIの検討対象事業	13
(2)	適切なPPP/PFI手法の選択	13
(3)	簡易な検討	14
(4)	PFI法に基づく民間事業者からの提案への対応	15
2.	実施方針の策定及び公表	17
(1)	アドバイザーの認定	17
(2)	実施方針の見通しの公表	17
(3)	事業選定委員会の設置	18
(4)	実施方針の検討	18
(5)	実施方針の公表	19
(6)	民間事業者からの問い合わせへの対応	19
3.	特定事業の評価・選定、公表	20
(1)	特定事業の選定に関する検討	20
(2)	特定事業の選定の公表	20
(3)	議会の議決（債務負担行為の設定）	20
4.	民間事業者の募集、評価・選定、公表	21
(1)	入札説明書等の原案作成	21

(2)	入札公告と入札公告に係る民間事業者からの質問への対応	22
(3)	落札者の選定、公表	22
5.	事業契約等の締結等	23
(1)	仮契約の締結、議会の議決	23
(2)	契約の締結、公表	23
6.	事業の実施、事業の監視等、事業の終了	24
(1)	事業の実施	24
(2)	事業の監視等	24
(3)	事業の終了	25
	【巻末資料】	26

## I PPP/PFIの概要

### 1. PPPとは

PPP (Public Private Partnership/パブリック・プライベート・パートナーシップ)とは、公共施設等の設計、建築、維持管理、運営等を、公共と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るものです。このガイドラインでは、PPPの一手法であるPFI手法を中心に記載します。

### 2. PFIとは

#### (1) PFIとは

PFI (Private Finance Initiative/プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一のサービスをより安く、または、同一の価格でより上質のサービスを提供する手法です。

我が国では、PFI法が平成11年に制定され、また平成12年にはPFI事業実施に関する「基本方針」が策定され、PFIの枠組みが設けられました。さらに、平成13年以降PFI事業を実施する上での指針としてガイドライン等が順次示されています。

#### (2) PFIで期待される効果

PFI事業を行うことで、以下の効果が期待されます。

##### ① 低廉かつ良質な公共サービスの提供

PFI事業では、民間事業者の経営上のノウハウや技術力を活用できます。また、官民の適切なリスク分担により、事業全体のリスク管理が効率的に行われることや、建設、製造、改修（設計を含む。）、維持管理・運営の全部又は一部を一体的に扱うことにより、事業コストの削減、質の高い公共サービスの提供が期待されます。

##### ② 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革

従来、国や地方公共団体等が行ってきた事業を民間事業者が行えるようになるため、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されていくことが期待されます。

### ③ 民間の事業機会の創出を通じた経済の活性化

従来、国や地方公共団体等が行ってきた事業を民間事業者に委ねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらします。また、他の収益事業と組み合わせることによっても、新たな事業機会を生み出すことが可能です。P F I 事業のための資金調達方法として、プロジェクト・ファイナンス（※）等の手法を取り入れることが一般的です。

#### ※プロジェクト・ファイナンス

特定のプロジェクトの資金調達において、返済原資を当該プロジェクトから生み出されるキャッシュフローにのみ依存するファイナンスを指します。また、担保は当該事業に関する資産に限定し、プロジェクトを行う親会社の保証、担保提供等は原則としてありません。

### (3) P F I 法が定める対象施設

P F I 法第2条では、P F I 事業の対象となる公共施設等を以下のとおり定めています。

対象施設	具体例
公共施設	道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等
公用施設	庁舎、宿舍等
公益的施設等	公営住宅、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等
その他	情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設、船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星

### 3. PFIの特徴

#### (1) PFIの基本原則

PFIの基本理念や期待される成果を実現するため、PFI事業は次のような性格を持つことが求められます。

#### [5つの原則]

項目	内容
公共性原則	公共性のある事業であること。
民間経営資源活用原則	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること。
効率性原則	民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に事業を実施すること。
公平性原則	特定事業の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること。
透明性原則	特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること。

#### [3つの主義]

項目	内容
客観主義	各段階での評価決定について客観性があること。
契約主義	公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること。
独立主義	事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業区分の区分経理上の独立性が確保されること。

## (2) PFIの特徴

### ① 民間の資金とノウハウの活用

PFIは、公共が対応していた社会資本整備や公共サービスの提供を民間に委ねる事業手法です。民間の持つ資金や経営能力・技術力（ノウハウ）などを活用するため、公共側の関与は必要最小限にとどめ、民間の創意工夫を積極的に導き出すように努める必要があります。そのため、発注方式も仕様発注ではなく、性能発注（発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注方法）を原則とします。

### ② VFMの達成

VFM（Value For Money）とは、PFI事業において必要とされる概念のひとつで、支払い（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給する考え方のことです。

同一の目的を有するふたつの事業を比較する場合、支払いに対して価値の高いサービスを供給する方を他に対し「VFMがある」といい、残りの一方を他に対し「VFMがない」といいます。PFI事業では、VFMが達成されていることが必要になります。

VFMが達成されているかどうかは、従来型の整備手法により公共が直接事業を行った場合と民間事業者が行った場合を比較して、公共が負担するコストが低下することやサービスの向上が図られることなどを検証する必要があります。

PFIは事業のライフサイクル全体を視野に入れた事業方式のため、公共が負担するコスト軽減については、当該公共サービス提供期間全体を通じた総事業コスト（ライフサイクルコスト）で判断します。

VFMの算定・評価等に関する具体的な手法等については、内閣府「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」を参照してください。

### ③ リスク分担

PFI事業の契約等を締結する時点では、PFI事業の期間中における事故、天災、経済状況の変化、需要の変動などを正確に予測することができず、これらが発生した場合には、事業に要する費用や事業から得られる利益が影響を受ける可能性があります。このような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をリスクといいます。

PFI事業のリスク分担については、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づいて、事業契約等で取り決めることに留意する必要があります。

リスク分担に関する留意事項等については、内閣府「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」を参照してください。



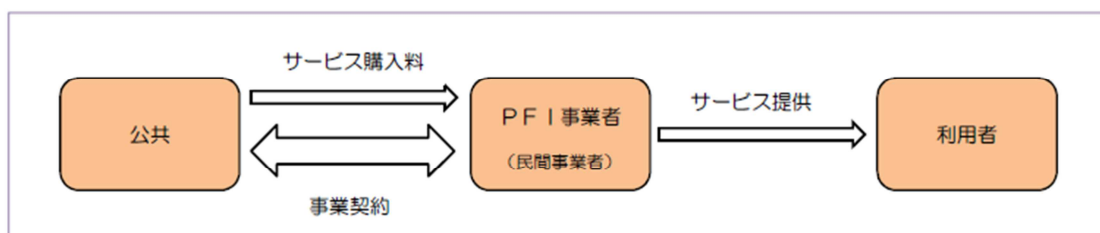
### (3) PFIの事業類型及び事業方式

#### ○事業形態

PFI事業は、事業者の事業費の回収方法によって、一般的に以下の形態に区分されます。

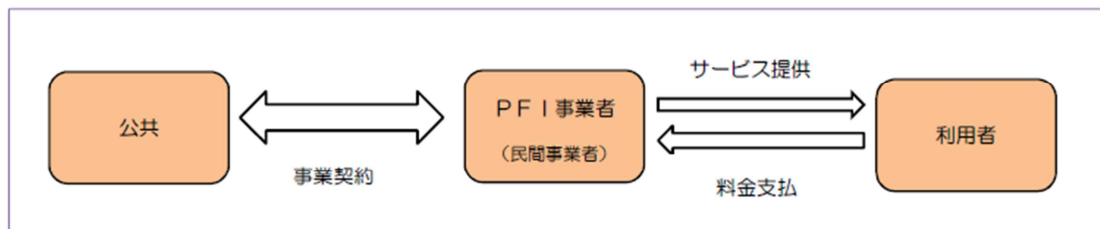
#### ㊦サービス購入型

PFI事業者（民間事業者）が、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、公共部門は、そのサービスの提供に対して対価を支払う事業類型です。公共部門からあらかじめ定められたサービス購入料が支払われるため、安定的に事業を行うことができます。



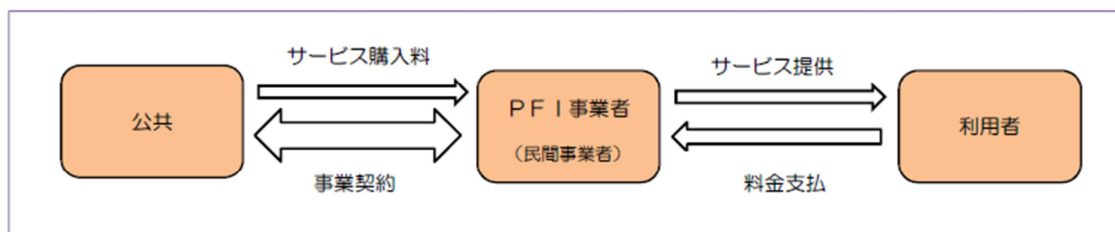
#### ㊧独立採算型

PFI事業者（民間事業者）が、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、施設利用者からの利用料金のみで資金を回収する事業類型です。



#### ㊨混合型

公共部門から支払われるサービス購入料と利用者による利用料金により事業コストを回収する事業類型です。



## ○事業方式（施設の所有形態による分類）

事業期間中の施設の所有権や事業内容によって、P F I の所有形態別の類型は、B T O方式、B O T方式、B O O方式、R O方式等に分類されます。

P F I の事業方式は、法令や制度上の制約や事業の特性などから総合的に判断することとなります。

### ㊦ B T O方式（Build-Transfer-Operate）

P F I 事業者（民間事業者）が施設等を建設（Build）し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転（Transfer）し、P F I 事業者が維持・管理及び運営（Operate）を行う事業方式です。

### ㊧ B O T方式（Build-Operate-Transfer）

P F I 事業者（民間事業者）が施設等を建設（Build）し、維持・管理及び運営（Operate）し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転（Transfer）する事業方式です。

### ㊨ B O O方式（Build-Own-Operate）

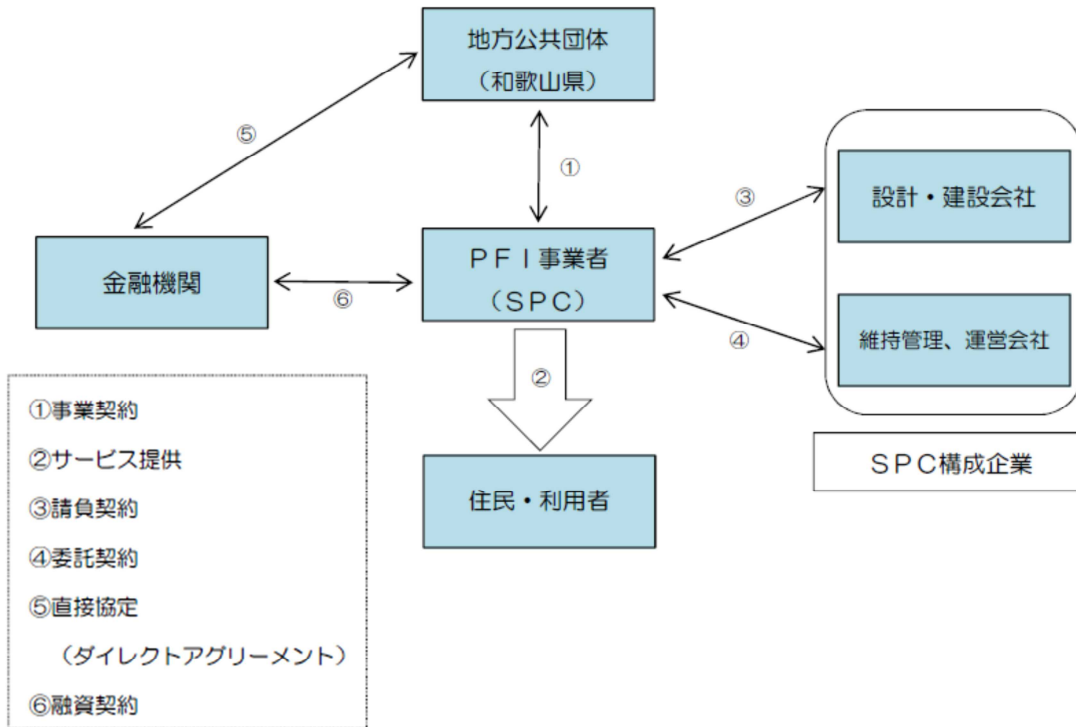
P F I 事業者（民間事業者）が施設等を建設（Build）し、維持・管理及び運営（Operate）を行い、所有権も維持（Own）する方式で、事業終了時点でP F I 事業者が施設を解体・撤去するか、当該施設を継続して運営することとなります。

### ㊩ R O方式（Rehabilitate-Operate）

施設を改修（Rehabilitate）し、管理・運営（Operate）する事業方式で、所有権の移転はなく、公共が所有者となります。

#### 4. PFI事業の一般的な仕組み

PFI事業は事業ごとに様々なスキームが考えられますが、ここでは代表的なものを例示します。



各主体の役割は以下のとおりです。

[和歌山県]

- PFI事業で提供する公共サービスの内容や要求水準を決定します。
- PFI事業者が提供する公共サービスが要求水準をきちんと満たしているかどうか監視し、評価します。

[PFI事業者 (SPC)]

- 複数の異業種企業が組んだコンソーシアム (=企業連合) は、それぞれが出資して、PFI事業を遂行するためのSPC (※) (Special Purpose Company/特別目的会社) を設立し、地方公共団体とPFI事業契約を締結します。
- 必要に応じて、コンソーシアムに参加している企業等と工事請負契約や管理運営委託契約等の個別契約を結びます。
- 自ら資金を調達し、PFI事業を遂行します。

※SPC：事業目的等を限定した商法上の株式会社

[金融機関]

- P F I 事業者に融資等を行います。
- P F I 事業者の破綻により事業遂行に支障が生じる場合への対応等を定めた直接協定（ダイレクトアグリーメント）（※）を県と締結します。

※直接協定（ダイレクトアグリーメント）

P F I 事業者による事業の実施が困難となった場合に、S P Cへ資金供給している金融機関が県に対して、P F I 事業契約の解除権行使を一定期間留保することを求め、金融機関によるP F I 事業に対する一定の介入を可能にするための協定です。直接協定では、要求水準の未達や期限の利益の喪失など、一定の事項が生じた場合の相互通知義務、P F I 事業者の発行株式や保有資産への金融機関への担保権の設定に対する県の承諾など、行政と金融機関がどのような監視を行うか、問題が生じた場合の対応方法を規定します。

[その他]

- 県が必要とする時は、財務、法務、技術等の専門知識を助言するアドバイザーと契約を結び、アドバイザーは県がP F I 事業の実施に必要な手続きを円滑に進められるよう助言します。

## 5. PFI事業の流れ

PFI事業では、公共サービスとしての必要性やPFIを適用するか検討する「事業の発案」（民間事業者からの提案を含む）から始まり、検討結果に基づく「実施方針」の策定、PFIを適用して実施する事業の選定、「PFI事業者（民間事業者）」の選定、「契約」の締結などの手続きを経て、PFI事業者により、事業が実施されます。事業開始後、県はPFI事業者が提供するサービス内容等を監視（モニタリング）していきます。

一般的なフロー	主な手続き	想定期間
1. 事業の発案  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">民間事業者からの提案を含みます。</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡易な検討</li> <li>事業手法の決定</li> </ul>	6～12か月
2. 実施方針の策定及び公表 	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業選定委員会の設置</li> <li>実施方針の検討、策定</li> <li>実施方針の公表</li> </ul>	2～6か月
3. 特定事業の評価・選定、公表 	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定事業の評価／選定／公表</li> <li>債務負担行為の設定</li> </ul>	2～4か月
4. 民間事業者の募集、評価・選定、公表 	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札説明書等の作成</li> <li>入札公告</li> <li>落札者の選定、公表</li> </ul>	8～10か月
5. 契約の締結、公表 	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮契約の締結</li> <li>議会の議決</li> <li>契約の締結、公表</li> </ul>	3～4か月
6. 事業の実施、監視、終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施</li> <li>事業のモニタリング</li> <li>事業の終了</li> </ul>	事業の実施期間

※総合評価一般競争入札を行う場合の手続きを記載しています。

※想定期間については標準的な期間であり、事業によって異なります。

## 6. その他

### (1) 公共施設等運営権（コンセッション方式）

平成 23 年の P F I 法改正により、公共施設等運営権（コンセッション方式）が導入されました。

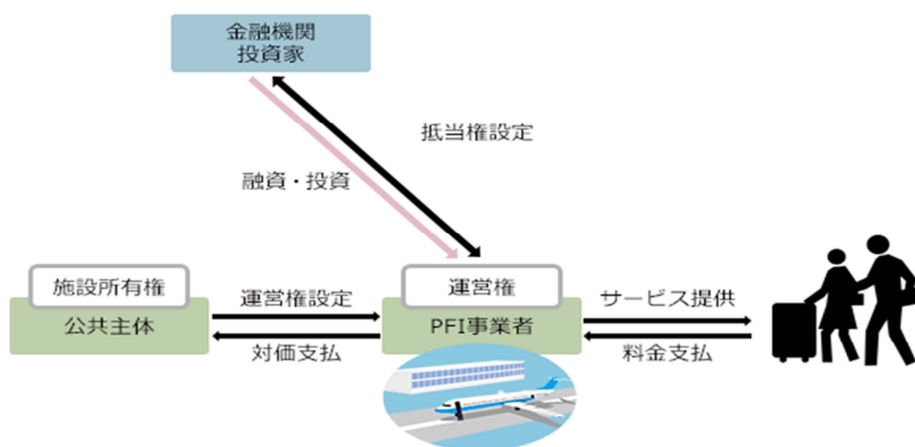
公共施設等運営権とは、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式で、既存の施設・新設の施設においても設定が可能です。

公共施設等運営権は、公共施設等運営事業を実施する権利のことであり、物件とみなされ不動産に関する規定が準用されます。

公共主体は、当該施設の所有権を有したまま運営リスクを移転することができ、運営権対価を徴収することにより施設収入の早期回収が期待できるとともに、民間事業者のノウハウにより、事業経営を効率化し、顧客ニーズを踏まえたサービスの向上が期待されます。

また、運営権を財政権と認め、その譲渡を可能とし、抵当権の認定、減価償却等による資金調達の円滑化などが図られることが期待されています。

一般的な事業スキームは以下のとおりです。



出典：株式会社民間資金等活用事業推進機構

詳しくは、[内閣府「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」](#)を参照してください。

(2) PFI手法以外のPPP手法

ここまでPFI手法について記載してきましたが、PFI手法は、PPPの一手法にすぎません。ここでは、PFI手法以外のPPPについて記載します。

㊦ DB (Design Build/設計施工一括発注)

施設の設計及び施工を一括して民間に発注する方式です。

㊧ 定期借地権方式

公有地上に定期借地権を設定し、当該借地上に民間が施設を整備し、公共が施設を賃借して施設運営を行う手法です。

㊨ ESCO (energy service company)

既存施設の設備等の省エネルギー改修を実施し、光熱水費の削減分で改修工事経費を賄い、さらに余剰の光熱水費の削減分で公共と民間の利益を生み出す手法です。

㊩ 指定管理者制度

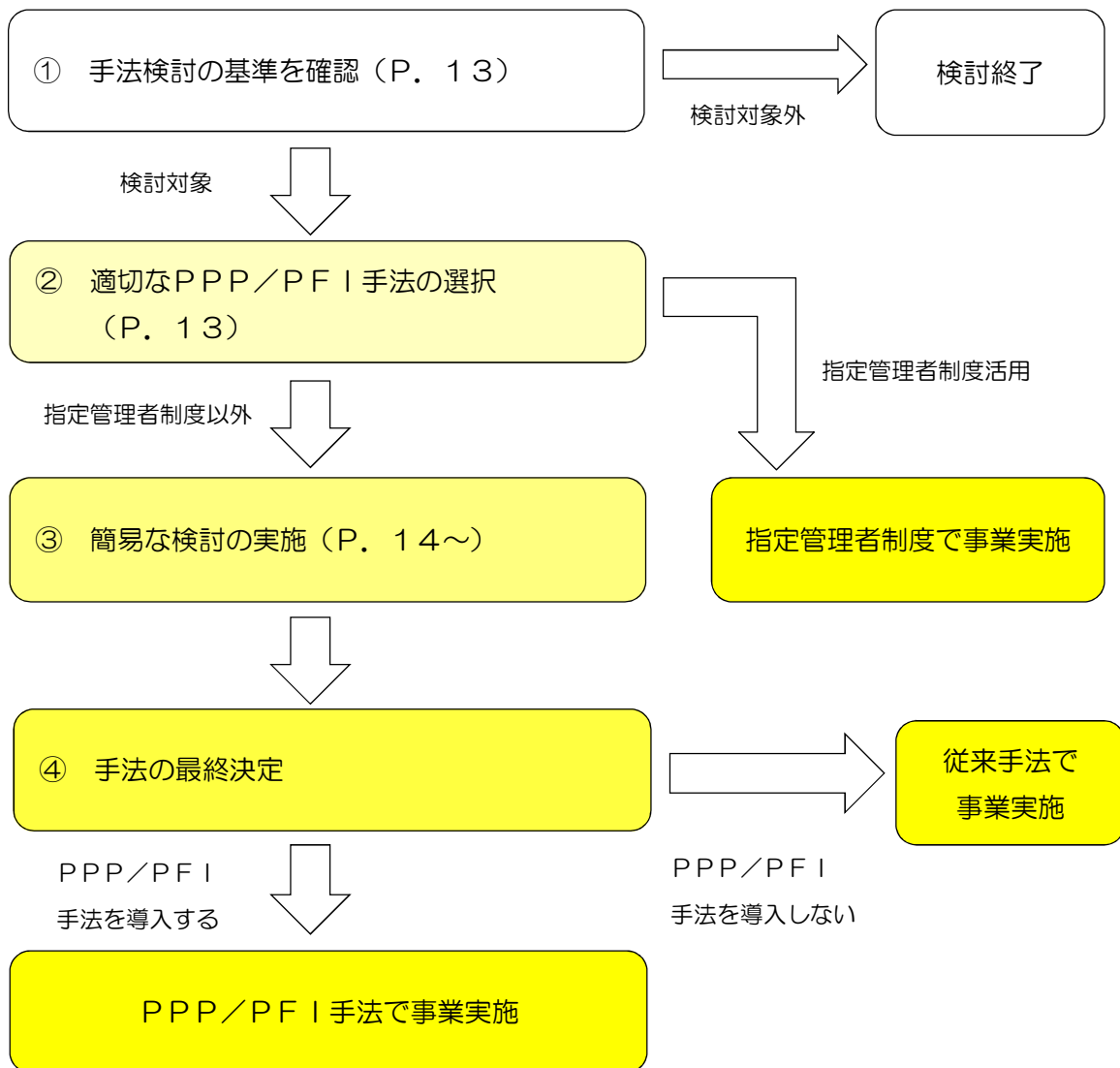
施設（公の施設）の管理運営を、指定管理者として指定した法人等に委ねる制度です。

## Ⅱ PPP/ＰＦＩ実施の手順

### 1. 事業の発案

PPP/ＰＦＩは、事業を効率的、効果的に実施するための一つの手法です。この章では、事業所管課がPPP/ＰＦＩ手法の導入を検討し、事業の実施手法を最終決定するまでの手順を記載します（各項目の詳細は、P. 13以降に記載します。）。

#### 【PPP/ＰＦＩ手法の導入検討手順】



※PIF手法の実施手続については、P. 17以降に記載

検討の際は、「和歌山県公共施設等総合管理計画」及び県の「中期行財政経営プラン」の内容にも留意することが必要です。



(1) PPP/PFIの検討対象事業

次の①及び②に示す基準を参考に、検討対象の公共施設整備事業であるかを確認します。

① 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

イ 建築物又はプラントの整備等に関する事業

建築物 文教施設、医療施設、複合施設、社会福祉施設、観光施設、警察施設、  
宿舎、事務庁舎等

プラント 廃棄物処理施設、水道浄水場、下水汚泥有効利用施設、発電施設等

ロ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

利用料金を徴収する施設 空港、水道、下水道等

② 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

イ 施設整備費が10億円以上

ロ 単年度の運営費が1億円以上

● 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を検討対象から除くものとします。

イ 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業

ロ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業

ハ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

(2) 適切なPPP/PFI手法の選択

県は、PPP/PFI手法の導入を検討しようとする公共施設整備事業について、「(3) 簡易な検討」に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法を選択するものとします。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとします。

なお、当該事業と同種の過去の事例実績や、他府県等の類似事例に照らし、指定管理者制度の活用が適切と認められる場合は、次頁以降の「(3) 簡易な検討」を行う必要はありません。

### (3) 簡易な検討

#### ① 定性的な評価

事業所管課は、次に掲げる項目について、「(2) 適切なPPP/PFI手法の選択」で選択した手法の適否を総合的に検討します。

- イ 民間が事業を実施するノウハウを持っているか。
- ロ 事業の実施に競争原理は成り立つか。
- ハ 事業の実施に、県内事業者の活用が見込めるか。
- ニ 事業実施スケジュールは成り立つか。
- ホ 住民サービスの向上は見込めるか。
- ヘ 事業に民間事業者の新たな発想が期待できるか。
- ト 県内の経済活性化が見込めるか。
- チ 資金調達上の著しいデメリットはないか。

定性的な評価を行った結果、PPP/PFI手法の導入を可能と判断した事業については、以下に記載する②費用総額の比較による評価を行います。

#### ② 費用総額の比較による評価

事業所管課は、別紙の「PPP/PFI手法簡易定量評価調書」により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、PPP/PFI手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、PPP/PFI手法の導入の適否を検討するものとします。

「(2) 適切なPPP/PFI手法の選択」において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとします。

- イ 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- ロ 公共施設等の運営等の費用
- ハ 民間事業者の適正な利益及び配当
- ニ 調査に要する費用
- ホ 資金調達に要する費用
- ヘ 利用料金収入

#### ● その他の方法による評価

事業所管課は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、②にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的

に評価することができる方法によりPPP/PFI手法の導入の適否を評価することができるものとします。

- イ 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- ロ 類似事例の調査を踏まえた評価

#### 【参考】詳細な検討

事業所管課は、PPP/PFI手法の導入を検討するとき、必要に応じて、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、導入の適否を決定する際の参考にすることができます。

#### (4) PFI法に基づく民間事業者からの提案への対応

民間事業者からPFI事業に係る実施方針策定の提案があった場合には、事業所管課において、当該提案に検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければなりません（PFI法第6条）。

和歌山県においては、法に基づく民間事業者からの提案については、次のとおり対応することとします。

##### ① 民間提案の受付

民間事業者からの提案に係る受付は、原則、PFI推進室が行い、事業所管課に提案を引き継ぎます。事業所管課は、提案内容を精査して、実施方針を定めることの適否を検討します。

事業の所管課が複数の課にまたがる場合及び所管が明確ではない場合は、PFI推進室で受付を行ったうえで、PFI推進室と関係各課で協議を行い、主となる事業所管課を決定します。

##### ② 民間提案に必要な書類

民間提案の受付時には、次の書類を提出することとします。県は、提出書類に不足がある場合は、受付を行いません。

##### イ 特定事業の案

主な記載内容としては、公共施設等の種類、公共施設等の設置に関する条件、公共施設等の概要、公共施設等の維持管理・運営業務の概要、想定する事業スキーム、事業スケジュール、リスク分担、提案の時点で把握している法的課題等が挙げられます。

□ 特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果

ハ 評価の過程及び方法

主な記載内容としては、支払いに関する評価の過程及び方法、サービス水準に関する評価の過程及び方法等が挙げられます。

### ③ 提案内容の検討

事業所管課は、以下の点について検討します。

イ 当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性

□ 提案の実現可能性

ハ P F I 法の手法を活用することの妥当性

ニ 財政に及ぼす影響

ホ 他の手法による当該公共施設等の整備などの可能性

なお、項目イの検討により整備等の必要性がないと判断した場合、その他の検討は不要です。

また、検討に際しては、以下の点に留意してください。

ハ 知的財産の保護

ト 提案を行った民間事業者との対話の実施及び追加資料の提出の要請

(当該民間事業者の過度の負担とならないように配慮することが必要です。)

チ 業務の遂行に支障の無い範囲で可能な限り速やかに検討を行うこと

### ④ 検討結果について

事業所管課は、民間提案を受けて実施方針を定めることが適当であると認める場合は、その旨を当該民間事業者に通知した後、速やかに実施方針の策定を行います。なお、民間提案を受けて実施方針を策定する際、知的財産として保護に値する提案内容については、その取扱いに配慮しなければなりません。

また、民間提案を受けて実施方針を定める必要がないと判断した場合は、その旨及び理由を当該民間事業者に通知します。あわせて、新たに民間提案を行おうとする民間事業者の参考とするため、当該民間提案の事業案の概要、事業所管課の判断の結果及び理由の概要について、当該民間事業者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意した上で、県のホームページ等で公表します。

事業所管課は民間提案の検討結果にかかわらず、検討内容をP F I 推進室に回付してください。

その他、民間提案に対する措置に当たり留意すべき事項等については、内閣府「P.F.I.事業実施プロセスに関するガイドライン」(1-2 民間事業者からの提案)を参照してください。

以下は、具体的なP F I手法の実施手続きについて記載します。

## 2. 実施方針の策定及び公表

### (1) アドバイザーの選定

P F I事業の実施にあたっては、財務面・法務面・技術面などの専門知識やノウハウを要することから、P F I手続きの助言・支援等を得るため、事業ごとに、選定事業者との契約締結までの間、外部アドバイザー(コンサルタントなど)を選定、委託することが適当です。

アドバイザーは、P F Iに対する一般的な知識だけではなく、民間事業者や金融機関の考え方にも精通し、事業を適切に構築する能力が必要です。

ただし、県が活用しようとするアドバイザーが、当該事業に応募または参画しようとする民間事業者側のアドバイザーとなることは、利益相反や公平性確保等の観点から、いかなる理由及び経緯があっても、一切認められません。

### (2) 実施方針の策定見通しの公表

事業所管課は、P F I事業の実施が適当であると判断し、特定事業の選定を行おうとする場合には、実施方針を策定します(P F I法第5条)。策定後は、公平性及び透明性の確保の観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、できる限り早い段階で公表を行うよう努めます。

事業所管課は、当該年度におけるP F I事業に関する実施方針の策定の見通しがある場合は、原則として年度当初に、ホームページへの掲載などにより広くこれを公表します(P F I法第15条)。なお、実施方針及び見通しを公表する前に、内容をP F I推進室に連絡してください。

見通しの公表を行った場合には、少なくとも毎年度一回、10月1日を目途として、公表した策定の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければなりません(P F I法施行規則第2条)。

なお、公表事項は以下のとおりです。

- ① 特定事業の名称、期間及び概要
- ② 公共施設等の立地
- ③ 実施方針を策定する時期

### (3) 事業選定委員会の設置

P F I 事業の選定に当たっては、公平性、透明性、客観性を確保するため、事業所管課は P F I 事業ごとに「附属機関の設置等に関する条例(昭和28年4月7日制定)」に基づき、事業選定委員会を設置します。

P F I 事業は、民間事業者のノウハウを生かすための性能発注や設計、建設、維持管理・運営の一括発注方式がとられること、資金調達面からの事業の実現可能性の検討が必要であることなど、審査に当たっては関係する各分野の専門性が求められることから、選定委員会の委員は、外部有識者も委員とする必要があります。

事業選定委員会は、実施方針策定段階、入札実施段階、P F I 事業者選定段階で開催します。これらの段階以外でも必要に応じて開催します。

事業選定委員会における所掌事項は以下のとおりです。

- ① 実施方針の検討
- ② P F I 事業者の選定の方法の検討
- ③ 要求水準書、落札者の決定基準の検討
- ④ 契約書案の検討
- ⑤ 提案書の審査及び評価
- ⑥ その他事業全般への助言に関すること

なお、P F I 事業者の選定に対する意思決定の責任、説明責任は県にあることに留意して下さい。

### (4) 実施方針の検討

実施方針は、民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、当該特定事業の事業内容、民間事業者の選定方法等について、できる限り具体的に記載します。実施方針の策定に当たっては、事業選定委員会に諮って決定します。

なお、実施方針は、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、当該特定事業の事業内容の検討の進行に従い、順次詳細化して補完していくことも可能です。この場合、変更した実施方針については、遅滞なく公表しなければなりません。

以下に、実施方針に具体的に定める事項を記載します(①～⑦の事項は必須、各事項の内容は例示です。)

#### ① 特定事業の選定に関する事項

事業目的／事業内容・事業範囲／事業期間／事業スケジュール／事業方式  
特定事業の選定方法 等

- ② 民間事業者の募集及び選定に関する事項  
選定事業者の選定に係る基本的な考え方／選定の手順及びスケジュール  
応募手続き等／要求する性能及びサービス水準  
応募者の備えるべき参加資格条件／審査に関する事項／審査結果の公表方法  
提出書に係る著作権、特許権の取扱い 等
- ③ 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項  
リスク分担の考え方／予想されるリスクと責任分担／県の支払いに関する事項  
選定事業者の責任の履行に関する事項／事業の実施状況のモニタリング 等
- ④ 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項  
計画の概要／計画地の条件 等
- ⑤ 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項  
係争事由に係る基本的な考え方／管轄裁判所の指定 等
- ⑥ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項  
本事業の継続に関する基本的な考え方／本事業の継続が困難になった場合の措置  
金融機関との県との協議 等
- ⑦ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項  
法制上及び税制上の措置に関する事項／財政上及び金融上の支援に関する事項  
その他の支援に関する事項 等
- ⑧ その他特定事業の実施に関し必要な事項  
議会の議決／情報公開及び情報提供／入札に伴う費用負担 等

#### (5) 実施方針の公表

事業所管課は、実施方針について広く速やかに事業内容を周知するため、報道やインターネット等の手段を活用して公表するほか、必要に応じて民間事業者への説明会を行います。

民間事業者の準備期間の確保や、民間事業者からの意見を十分得るため、実施方針の公表はできる限り早い段階で行います。実施方針の内容が相当程度備わった段階で早期に公表し、検討の進展状況や、民間事業者からの意見を踏まえながら、内容を順次補完していくことも可能です。

#### (6) 民間事業者からの問い合わせへの対応

事業所管課は、実施方針に関する民間事業者からの質問・意見を受け付けます。民間事業者からの質問・意見を踏まえ、有用な質問・意見があった場合には、特定事業の選定時や民間事業者の募集時にその内容を反映させることが必要です。

実施方針の変更等を行った場合には、遅滞なく公表しなければなりません。

事業所管課は、民間事業者が十分検討を行える期間を確保するため、実施方針の公表から質問・意見等の受付開始までに十分な期間（最低 2 週間以上）を確保します。質問・意見の受付期間についても、十分な期間を確保します。

実施方針等に対する質問等は、事業所管課がとりまとめ、関係各課と適宜調整しながら回答を作成します。この回答の作成には、3 週間程度を確保します。

作成した回答は、民間事業者の独自のノウハウに係る事項等を除いて、県のホームページ等への掲載等により、原則として民間事業者全体に対して広く公表します。

### 3. 特定事業の評価・選定、公表

#### (1) 特定事業の選定に関する検討

実施方針に対して寄せられた民間事業者からの意見などを踏まえて、事業所管課は事業内容やVFM等を再度検討します。特定事業の選定を行うかどうかは、PFI事業として実施することにより、県自らが実施する場合と比較してVFMがあることが選定の基準となります。具体的には、民間事業者に委ねることにより、「公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待できること」又は「公的財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準向上を期待できること」等が選定の基準です。

PFI事業の実施を決定した場合には、特定事業の選定の公表原案を作成します。公表原案は、必要に応じて、事業選定委員会でも検討します。

#### (2) 特定事業の選定の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断結果を速やかに公表します。その際、事業の内容及び評価結果を、報道発表、ホームページへの掲載などにより幅広く実施しなければなりません。民間事業者の選定その他公共施設等の整備への影響に配慮する必要があります。

#### (3) 議会の議決（債務負担行為の設定）

PFI事業契約は長期契約となるため、予算で債務負担行為を設定し、議会の議決を得る必要があります。ただし、独立採算等、債務負担行為の設定が必要のない場合を除きます。

債務負担行為の限度額は、特定事業の選定により得られたPFI事業者との契約金額であり、その内容は、建設物等の建設・取得・維持管理・運営に関する費用の総額、つまり県がPFI事業者を支払う総額となります。債務負担行為の期間は、PFI事業の契約期間です。債務負担行為については、債務負担行為を設定した年度内にその債務の原因となる契約手続



きを完了させる必要があります。なお、債務負担行為設定年度に契約に至らなかった場合には、翌年度に債務負担行為を設定しなおす必要があることから、手続き全体のスケジュールについてはその点も踏まえて検討する必要があることに留意します。

#### 4. 民間事業者の募集、評価・選定、公表

##### (1) 入札説明書等の原案作成

特定事業の選定に続いて、これを実施するPFI事業者の募集、評価・選定を行います。PFI事業者の選定方法は、公募の方法等により行います（PFI法第8条第1項）。一般競争入札によることが原則とされていることから、この章では、「総合評価一般競争入札」について記載します。なお、競争入札に適さない場合等地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合は「公募型プロポーザル方式」を用いることも可能です。どちらの方式を用いた場合でも、透明性、公平性、客観性の確保に努めて選定を行わなければなりません。

民間事業者の選定にあたって必要となる主な書類の例は、以下のとおりです。アドバイザーの意見も踏まえながら、作成します。

##### ① 入札説明書

[概要]

事業の概要、民間事業者の選定など民間事業者の募集にあたって基本的事項について示したものであり、要求水準書、落札者決定基準、契約書案、モニタリング基本計画は、この書類の別添の形となります。

##### ② 要求水準書

[概要]

施設やサービスの具体的な要求水準を示すものであり、民間事業者のノウハウを生かすために性能発注の形をとります。

##### ③ 落札者決定基準

[概要]

要求水準書等で示した内容や価格等を評価項目として設定し、民間事業者からの提案書を採点する基準を示したものです。

##### ④ 契約書案

[概要]

PFI事業に係る責任とリスクの分担その他契約の当事者の権利義務を定めるものです。

## ⑤ モニタリングの基本計画

### [概要]

要求水準書との対応関係を明記したモニタリングの基本的事項を示すことで、P F I 事業者が実際に提供するサービスの達成度を確認するために定めるものです。

詳細は、内閣府「P F I 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」、  
「P F I 事業契約との関連における業務要求水準書」、「モニタリングに関するガイドライン」を参照してください。

事業選定委員会において、事業所管課が作成した入札説明書等の原案を検討します。事業選定委員会での結果を踏まえ、入札公告に関する関係書類や事業契約書案を県として決定します。

### (2) 入札公告と入札公告に係る民間事業者からの質問への対応

民間事業者の募集を正式に開始できる段階に至った場合には、入札公告を行います。

入札公告後、速やかに、入札公告に関する入札説明書、要求水準書、契約書案等をホームページに公表するほか、入札に参加しようとする民間事業者に配布します。

また、民間事業者に対する説明会、現地見学会等を行い、事業内容を周知します。

入札公告の内容に対する疑問点を解消するために、民間事業者から質問を受け付け、回答を行います。民間事業者が十分検討を行える期間を確保するため、入札公告から質問の受付開始までに最低2週間程度、また質問の受付期間は1週間程度確保します。質問は、事業所管課が取りまとめ、関係各課と適宜協議しながら、回答を作成します。この回答の作成期間は3週間程度を標準的な期間として確保します。

民間事業者の選定にあたっては、入札公告で示した手順等に従って、P F I 法第9条に規定されている欠格事項に該当しないこと、あらかじめ定めた入札参加者の資格要件を満たしていることを、資格審査で確認します。審査結果は、申請者に通知します。

入札参加資格の確認を得た民間事業者から、入札時に提出する書類を一括して受け付けます。入札書の確認を行い、入札書に記載された入札価格の制限の範囲内である民間事業者を事業者選考の対象とします。

### (3) 落札者の選定、公表

事業所管課は、事業選定委員会を開催し、民間事業者からの提案書類等について審査します。事業選定委員会は、公平性、透明性、客観性を確保したうえで、落札者決定基準に従い、

落札者を選定します。

事業所管課は、落札者が決定した時は、その結果を速やかに公表します。公表にあたっては、評価の結果、評価基準及び選定の方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料をあわせて公表します（公表内容は、審査の経過、審査方法、全ての参加事業者名及び点数を含む審査結果、事業選定委員会の構成等を想定しています）。ただし、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項を除きます。

## 5. 事業契約等の締結等

### (1) 仮契約の締結、議会の議決

施設等の買入れまたは借入れに係る予定価格（維持管理・運営に係る金額を除く）が5億円以上のP F I 事業については、事業所管課と民間事業者との間で仮契約を締結したうえで、P F I 事業契約の締結議案を議会に提出し、その議決を得る必要があります（P F I 法第12条及びP F I 法施行令第3条）。

指定管理者制度を利用する場合には、維持管理、運営等の契約を締結する際に指定管理者の指定の議決も得ます（P F I 法第13条）。P F I 法上の事業契約と指定管理者制度は、別の制度であり、一方の手続きが「自動的」に他方の手続きを兼ねることはできません。ただし、P F I 事業の事業契約に係る議決と、P F I 事業の民間事業者を指定管理者として選定する議決を同じ議会において行うことは可能です。

### (2) 契約の締結、公表

議会の議決を得た後、事業所管課と民間事業者は、当該P F I 事業に係る事業契約を締結します。

事業契約は、当該P F I 事業に係る業務内容のほか、当事者間のリスクの分担その他の権利義務を取り決めるものであり、できる限り曖昧さを避け、記載内容を具体的かつ明確に取り決める必要があります。契約書の記載内容例としては、以下のとおりです。

- ① 契約期間
- ② サービスの開始・遅延に関する判定方法、原因別損害賠償等
- ③ サービスの内容及び判定方法
- ④ 施設の維持管理の基準
- ⑤ 対価の計算方法
- ⑥ 違反した際の措置
- ⑦ サービス内容の変更方法

- ⑧ 将来の状況変化とその対応
- ⑨ 事業期間満了による事業終了時の措置
- ⑩ 事業の途中終了（事由、清算方法）及び事業継続困難時の措置
- ⑪ 紛争解決手段
- ⑫ 契約の解除条件及び措置
- ⑬ 行政側の介入権
- ⑭ リスク分担
- ⑮ その他

事業所管課は、事業契約を締結したときは、遅滞なく当該PFI事業の契約内容を公表しなければなりません（PFI法第15条）。また、当該PFI事業について契約金額の変更に伴う事業契約の変更をしたときは、変更後の事業契約の内容及び変更の理由を公表しなければなりません。公表する事項は以下のとおりです。

- ① 公共施設等の名称及び立地
- ② 選定事業者の商号又は名称
- ③ 公共施設等の整備等の内容
- ④ 契約期間
- ⑤ 契約金額（契約金額が存在しない場合を除く。）
- ⑥ 契約終了時の措置に関する事項
- ⑦ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

## 6. 事業の実施、事業の監視等、事業の終了

### （1） 事業の実施

PFI事業者との契約締結後、PFI事業は契約に従って実施されます。県は民間事業者の募集時に示したモニタリングの基本計画を踏まえ、モニタリングを実施するための計画を策定し、PFI事業者の提供するサービスが、規定した水準に達しているかどうかを把握・評価します。

### （2） 事業の監視等

事業所管課は、PFI事業者から提供される公共サービスの水準について、契約に定めた範囲内で、モニタリングを実施するための計画に基づいて、監視を実施します。PFI業者に報告を求める内容は以下のとおりです。なお、①及び②については、定期的に報告を求めます。

- ① 事業の実施状況に関すること
- ② 公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告書（附属明細書を含む。）
- ③ P F I 事業の実施に重大な悪影響を与える恐れがある事態が発生した場合には、早急な報告、及び、第三者である専門家による調査の実施と、その調査報告書

モニタリングは、県、P F I 事業者双方にとって、可能な限り労力、時間や費用のかからない方法を採用するものとします。必要に応じて、県による施設巡回、業務監視、P F I 事業者に対するヒアリング等が行えるようにします。また、P F I 事業の実施に係る透明性を確保するため、監視の結果について、積極的に県民等に対して公開することに努めます。ただし、公表することにより民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項については、これを除いて公表することが必要です。

詳細は、[内閣府「モニタリングに関するガイドライン」](#)を参照してください。

### （3） 事業の終了

契約に定める事業の終了時期の到来により、P F I 事業は終了となります。この時、土地等の明渡し等、あらかじめ契約で定めた資産の取り扱いに則った措置を適切に講じます。事業所管課はP F I 事業終了時に、今後の課題等を記載した事業評価報告書を作成し、P F I 推進室に回付することで、県全体におけるノウハウの蓄積を図ります。

**【巻末資料】**

(調書の様式例)

以下にPPP/PFI手法の検討を行う際の調書の様式を記載します。

## ① PPP/PFI手法定性評価調書

## PPP/PFI手法定性評価調書

事業名称		
事業概要  事業目的 事業内容（建設、改修等） 施設用途 施設に係る特記事項 等		
概算事業費		
選択した手法		
定性評価		
項目	適否	判断根拠
民間が事業を実施するノウハウを持っているか。		
事業の実施に競争原理は成り立つか。		
事業の実施に、県内事業者の活用が見込めるか。		
事業実施スケジュールは成り立つか。		
住民サービスの向上は見込めるか。		
事業に民間事業者の新たな発想が期待できるか。		
県内の経済活性化が見込めるか。		
資金調達上の著しいデメリットはないか。		
その他特記事項		
検討結果		

(以下は、内閣府「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引き」からの出典)

②PPP/PFI手法簡易定量評価調書

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備 等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等(運営等 を除く。)費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計(現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用（PSC）の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	



PPP/PFI 手法簡易定量評価調書（記載例）※

	従来型手法の費用等（PSC） （公共施設等の管理者等が自ら整備 等を行う手法）	採用手法の費用等 （候補となる PPP/PFI 手法）
整備等（運営等 を除く。）費用	50.0 億円	45.0 億円 （式：50 億円（整備費）×0.9（削減 率 10%）=45 億円）
<算出根拠>	類似事例である〇〇事業の床面積当 たりの単価を元に算出	従来型手法より 10%削減の想定
運営等費用	10.0 億円 （式：50 百万円（運営等費）/年×20 年（期間））	9.0 億円 （式：50 百万円（運営等費）/年 ×0.9（削減率 10%）×20 年（期 間））
<算出根拠>	類似事例である〇〇事業の収入を元に 本事業との違いを反映し算出	従来型手法より 10%削減の想定
利用料金収入	2.0 億円 （式：10 百万円/年（年間利用料金収 入）×20 年（期間））	2.2 億円 （式：10 百万円/年（年間利用料金収 入）×1.1（増加率 10%）×20 年（期 間））
<算出根拠>	類似事例である〇〇事業の床面積当 たりの単価を元に算出	従来型手法より 10%増加の想定
資金調達費用	5.3 億円 （式：50 億円（整備費用）×75% （起債充当率）×起債利率 1.3%・償 還期間 20 年の元利均等償還）	9.0 億円 （式：45 億円（整備費用）－0.1 億円 （資本金）＝借入金 44.9 億円、借入 金の利率 1.8%・返済期間 20 年の元 利均等返済）
<算出根拠>	想定される起債充当率、起債利率、起 債償還方法（償還期間、償還方法）を 元に算出	公共が自ら資金調達をした場合の利率 に 0.5%ポイントを上乘せ
調査等費用	—	0.25 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	導入可能性調査の費用及びその後の業 務委託の費用の想定
税金	—	0.03 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	各年度の損益に法人実効税率 32.11% を乗じて算出
税引後損益	—	0.06 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	EIRR が 5%以上確保されることを想定
合計	63.3 億円	61.1 億円
合計（現在価値）	51.7 億円	47.2 億円
財政支出削減率		VFM は 4.5 億円、8.7%
その他 （前提条件等）	事業期間 20 年間 割引率 2.6%	

※ 本 PPP/PFI 手法簡易定量評価調書に記載している各費用等の要素はあくま  
でも一例であり、下記の「記入上の注意」1に記載するとおり、個別の事業  
の特性、経済情勢等に応じてその内容を記載することが必要です。

【記入上の注意】

1 全ての採用手法に共通する事項

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書に記載する各費用等の要素については、個別の事業の特性に応じて、民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査により得られた整備等の費用削減率及び利用料金収入の増加率等を活用して得られた数値を簡易な検討の計算表（別紙4参照）に記入することで算定することが考えられます。

なお、各費用等の要素については、次の表に掲げるものについて記載することが考えられます。

簡易な検討における要素の要否

	① BTO・BOT・BOO・RO		② DBO		③ BT		④ 公共施設等運営権・O方式・指定管理者制度・包括的民間委託	
	PSC	PPP/PFI	PSC	PPP/PFI	PSC	PPP/PFI	PSC	PPP/PFI
公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用	○	○	○	○	○	○	—	—
公共施設等の運営等の費用	○	○	○	○	—	—	○	○
利用料金収入	事業による	事業による	事業による	事業による	—	—	事業による (公共施設等運営権方式の場合必須)	事業による (公共施設等運営権方式の場合必須)
資金調達に要する費用	○	○	○ (官が調達)	○ (官が調達)	○ (官が調達)	○ (官が調達)	—	—
調査に要する費用	—	○	—	○	—	○	—	※
税金(SPCに係るもの)	—	○	—	○	—	—	—	※
民間事業者の適正な利益及び配当(税引後損益)(SPCに係るもの)	—	○	—	○	—	—	—	※

※ 公共施設等運営権方式及びO方式の場合は計上することが必要な費用の要素





<簡易な検証の計算表(記載例)> (単位:千円・年)

のセルに設定されている条件を入力して下さい。なお、全ての入力が入力完了したら、左側の「VFM計算」のボタンをクリックして下さい。  
右記のセルに記載されている数値を「PPP/PPI手法簡易定率評価書」に記載して下さい。

Table with columns: 前提条件, 従来型手法, 採用手法, 採用手法, 前提条件の入力方法, 仮定した前提条件. Rows include 手法, 事業期間, 費用・収入, 資金面の内容, 整備費に対する資金調達の内容, 採用手法における整備費の資金調達, 採用手法の民間事業者の収益.

■簡易VFMの結果 table with columns: 従来型手法, 採用手法, VFM. Values: 金額 (5,174,652 vs 4,723,885), % (8.7%).

※現在価値のVFM ※VFMは現在価値に換算して比較を行うことになっています。

■PPP/PPI手法簡易定率評価書 table with columns: 従来型手法, 採用手法. Rows include 整備費(運営等を除く)費用, 資金調達費用, 税金, etc.

VFM計算

全ての入力が入力完了したら、上記の「VFM計算」のボタンをクリックして下さい。

現在価値への換算割合 (次年年度の現在価値換算後の割合(前年度%) = 1/(1+割引率))

Table showing cash flow over 25 years for 従来型手法での公共の収支. Columns: 年度, 整備費, 補助金・交付金, etc.

Table showing cash flow over 25 years for 採用手法での公共の収支. Columns: 年度, 整備費, 補助金・交付金, etc.

Table showing cash flow over 25 years for 採用手法での民間の損益. Columns: 年度, 整備費の対価, 運営費の対価, etc.

\*1 EIRR (Equity Internal Rate of Return) は、投資家から見た内部収益率。資本金に対する配当等の利回りを示す指標。...

\*2 PIRR (Project Internal Rate of Return) は、初期投資額から見た内部収益率。初期投資額に対する配当等の投資利回りを示す指標。...

Table showing cash flow over 25 years for 採用手法での民間の資金収支. Columns: 年度, 借入金, 返済, etc.



(関連資料等)

内閣府及び関係機関のホームページ等にも、資料が掲載されているので、必要に応じて参照ください。

◎内閣府

○内閣府民間資金等活用事業推進室（PFI推進室）ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/pfi/>

○法令等

- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律  
（平成11年法律第117号）
- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令  
（平成11年政令第279号）
- ・公共施設等運営権登録令（平成23年政令第356号）
- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則  
（平成23年内閣府令第65号）
- ・公共施設等運営権登録令施行規則（平成23年内閣府令第66号）

○アクションプラン等

- ・PPP/PFI推進アクションプラン（平成28年5月）
- ・PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引（平成28年3月）
- ・PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引（平成29年1月）
- ・VFM（Value For Money）に関するガイドライン（平成27年12月改定）
- ・公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン  
（平成27年12月改定）
- ・PFI事業プロセスに関するガイドライン（平成27年12月改定）
- ・PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（平成21年4月）
- ・モニタリングに関するガイドライン（平成27年12月改定）

◎国土交通省

○国土交通省官民連携政策課ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html>

◎特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会

○ホームページ <http://www.pfikyokai.or.jp/>

◎株式会社民間資金等活用事業推進機構

○ホームページ <http://www.pfipci.co.jp/>